

令和7年度 高梁川流域周遊型旅行商品造成助成金

事業の概要

岡山県高梁川流域圏内（新見市、高梁市、総社市、早島町、倉敷市、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町、笠岡市）の観光資源を活用した募集型企画旅行商品（宿泊・日帰り）の造成・販売を行う旅行者に対して、予算の範囲内において補助金を交付します。

※ 国や県など他の自治体の助成金との併用も可能です！！

補助対象者※	旅行業法第3条の規定による登録を受けた旅行者
補助対象経費	圏域内の観光施設等を行程に含む日帰り旅行商品、又は、圏域内のホテル等の宿泊施設に1泊以上宿泊する旅行商品の造成に係る費用
補助金の額	宿泊を含む旅行商品 3,000円×ツアー参加人数×宿泊数 日帰りの旅行商品 2,000円×ツアー参加人数 ※1営業所につき上限20万円（千円未満の端数を切り捨てた額）
補助対象期間	令和7年4月14日（月）～令和8年3月27日（金）までの行程

助成要件

次に掲げる要件を満たす募集型企画旅行商品を造成し、又は販売する事業とする。

【宿 泊】 出発地を除く圏域内の宿泊施設に1泊以上宿泊し、宿泊地を除く圏域内の市町で観光施設等（体験・飲食施設含む）を1箇所以上行程に含む旅行商品であること。

【日帰り】 出発地を除く圏域内の市町で同一市町を除く観光施設等（体験、飲食施設含む）を2箇所以上行程に含む旅行商品であること。

【共通要件】

- 参加人数が8名以上（乗務員及び添乗員を除く）であること。
- チラシ等の広報媒体に「高梁川流域観光振興協議会助成事業」の文字を記載すること。
- 宿泊先や立寄先が同じ旅行商品の申請について、各営業所における重複は認められない。（旅行者の法人名が異なる場合は認められる）



申請方法

所定の様式に必要事項を記入の上、倉敷市観光課へメール又は郵送で申請書をご提出ください。各種様式は、倉敷市観光課ホームページ助成金案内ページからダウンロードしてください。

【お問合せ・申請先】 高梁川流域観光振興協議会事務局（倉敷市観光課内）

TEL086-426-3411 FAX086-421-0107

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田 640 番地 E-mail:kankou@city.kurashiki.okayama.jp

倉敷市観光課ホームページ：<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/>

助成を受けるまでの流れ

事前相談→企画提案→採用

事前相談（任意）	ツアー計画時の事前相談。助成適用の可否や申込方法をご案内。
→申請	助成期間中に実施する旅行商品を企画作成し、所定の交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出。 ①事業企画書（様式第2号） ②募集チラシ等ツアーの実施内容及び行程が確認できる資料 ③旅行業法第12条の9第1項に規定する標識の写し
→審査	提出された交付申請書等を審査。
→助成の決定通知	助成の可否を審査後、交付決定通知書（様式第3号）を送付。

募集→送客

募集	企画旅行を掲載したパンフレット、新聞や雑誌等の広告宣伝物を作成し、募集を開始。
→ツアーの実施	ツアーを実施し、高梁川流域連携圏に送客

実績報告→支払

実績報告書の提出	ツアー終了後、2週間以内までに所定の実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて提出。 ①事業実績書（様式第9号） ②補助事業に係る宿泊施設が発行する所定の宿泊証明書（様式第10号） ③補助事業に係る観光施設が発行する所定の立ち寄り証明書（様式第11号）
→報告内容の確認	提出された実績報告書等の内容を確認。
→審査	助成の可否を審査後、交付決定通知書（様式第12号）を送付。
→請求書の提出	所定の交付請求書（様式第13号）を提出。
→支払	申請者へ、指定口座への振込み。

高梁川流域連携中枢都市圏とは

高梁川流域自治体7市3町（新見市、高梁市、総社市、早島町、倉敷市、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町、笠岡市）では、倉敷市を連携中枢都市とする高梁川流域連携中枢都市圏を形成し、今後の人口減少・少子高齢化社会への対応を図り、圏域全体の経済成長を目指すこととしています。

観光分野においては、観光客の周遊性向上や外国人観光客の誘致拡大、圏域の地域資源を活用した商品開発・販路拡大などの取組を展開しています。

